

■ 自動払出給与預入規定を廃止する規定

自動払出給与預入規定は、廃止します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規定は、2019年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この規定の実施の際、現に自動払出給与預入規定により自動払出給与預入を利用している場合又は当行が必要と認める場合は、2022年3月31日までは、なお同規定により取り扱うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その時点において自動払出給与預入の利用の終了並びに総合振込・給与振込規定の適用に係る同意及び総合振込・給与振込規定第2条（利用の申込み）第1項の申込みに係る意思表示があったものとみなします。
 - ① ゆうちょBizダイレクトの利用の申込み（ゆうちょBizダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第1項の申込みをいいます。）、又は自動払出給与預入に係る依頼情報の提出方法を当行所定の方法に変更する届出があった場合
 - ② 2022年3月31日を経過した場合（依頼情報の提出方法としてDVD又は帳票を選択している加入者に限ります。）